

## 年末年始の道路上工事抑制等について

年末年始の次の期間においては、府中市道における道路工事等（沿道の建築工事等に伴う道路占用工事を含む、以下「工事」という。）について、抑制期間や中止期間を定めましたので、各企業の皆様におかれましては、特段のご配慮をお願いします。（別紙の年末年始道路工事調書は令和7年12月15日（月）までに府中市都市整備部道路課道路占用担当に提出してください。）

### 1 期間

#### （1）抑制期間

令和7年12月20日（土）午前8時～令和7年12月28日（日）午後5時

#### （2）中止期間

令和7年12月28日（日）午後5時～令和8年1月5日（月）午前8時

### 2 抑制・中止箇所の取扱い

抑制・中止期間中の工事箇所においては道路管理者及び所轄警察の確認と指示により、次のとおり交通開放するものとします。

#### （1）工事箇所の補修等

工事箇所においては、道路標識、道路表示及び夜間照明の常時点検、路面損傷部の補修を行うとともに現場周辺の清掃を十分行い、美観を保ち安全を確認してください。

#### （2）掘削後の仮復旧

掘削後の本復旧が不可能な場合は道路管理者の指示する仮復旧をし、特に段差がないように十分留意してください。

#### （3）覆工板による交通開放

復旧が困難でやむを得ず覆工板で交通開放する場合には、当該箇所を常時点検してください。

#### （4）交通開放ができない場合

（1）～（3）以外の場合で、工事の工程上やむを得ず仮設等を設けたまま工事を中止するときは、作業帯を極力縮小させ周囲に柵を設け、夜間は保安灯を設置し常時点検してください。

#### （5）お知らせ看板の設置

工事箇所には、お知らせ看板等を設置し注意を促し事故防止に努めてください。

(6) 突発事故に対する措置

工事箇所においては、応急用資機材を常時備蓄し、事故の発生が予測されるときは事故が発生したときは、ただちに応急措置を行うとともに道路管理者及び所轄警察並びに関係機関に通報して指示を受けてください。

(7) 現場事務所及び資材置場の安全管理

中止期間中事務所等を閉鎖する場合は、犯罪防止及び火の元には十分注意してください。

(8) 期間中の工事箇所については、別紙の年末年始道路工事調書に記載のうえ都市整備部道路課道路占用担当へ令和7年12月15日（月）までに提出してください。

工事調書は、道路占用許可書の写し、案内図を添付し、工事箇所1か所につき各2部提出してください。

また、市発注の工事については、市担当者の検印後提出してください。

※ 調書の提出がない場合、工事の継続施行ができないことがありますのでご注意ください。

3 連絡先

●府中市都市整備部道路課道路占用担当 042-335-4328（直通）  
府中市寿町1丁目5番地 府中駅北第二庁舎 2階

●府中警察署交通規制係 042-360-0110（代表）